

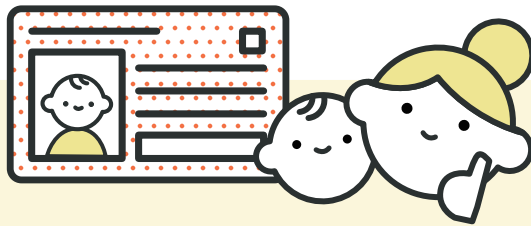
乳幼児のデジタル健診には

「お子さまのマイナンバーカード取得」と 「マイナポータルでの利用者登録」が必要です。

1歳未満のマイナンバーカードが申請から原則1週間で発行可能に。

新生児は出生届の提出にあわせて申請できます(申請は任意)。

1歳未満のお子さまは、
顔写真なしでも申請OK!



STEP
1

マイナンバーカード取得

オンラインでの
取得申請方法は
こちら ▶
その他の申請方法も
右記サイトでご案内しています。



STEP
2

マイナポータルへの ログイン・利用者登録

マイナポータルの操作マニュアル
「ログイン・利用者登録」方法は
こちら ▶



マイナポータルへの利用者登録後、
マイナンバーカードの保険証利用登録もお済ませください。

マイナンバーカードを利用するメリットは?



お子さまの乳幼児健診が
デジタルでラクラク・便利に!

オンラインで簡単に問診票の入力・管理ができます。
マイナンバーカード1枚で健診の受診が可能になります。



お子さまが
より質の高い医療を受けられる!

乳幼児期からの受診歴をデジタル管理することで、
健康管理に役立ち、医師との共有もスムーズになります。
より質の高い医療サービスにつながります。

マイナンバーカードは安心・安全です。

ICチップには、プライバシー性の高い個人情報は入っていません。
行政職員や医療関係者のみが、手続きに必要な情報にアクセスすることが許されています。

こどもまんなか
こども家庭庁

デジタル庁



マイナンバーカードの保険証利用について
もっと詳しく知りたい方はこちら



受診前に準備するもの

マイナンバーカードの準備とマイナポータルへのログイン



受診日までに、お子さま（健診対象者）のアカウントでマイナポータルにアクセスし、問診票の入力をしていただきます。マイナポータルへのログインには、マイナンバーカードに設定されているパスワード4桁を使用します。

※3回連続で誤入力するとロックがかかりますのでご注意ください。

マイナポータルは

こちら▼



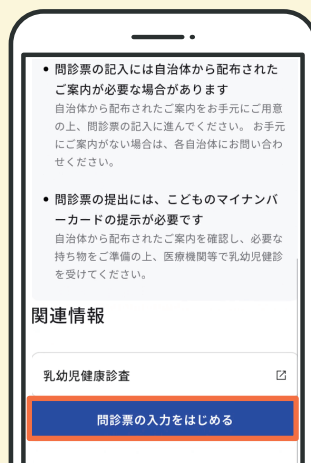
マイナポータルで問診票を入力する



マイナポータルログイン後、TOPページの健康医療「乳幼児健診」をタップ

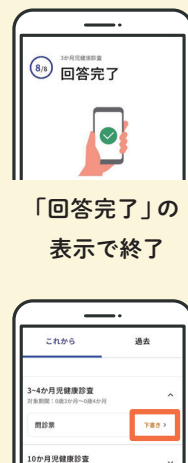


「これから」のタブを選択し、受診予定の乳幼児健診をタップ



注意事項を確認の上、「問診票の入力をはじめる」をタップ、

※回答の下書き保存も可能



「回答完了」の表示で終了

「下書き保存」後は、「未記入」→「下書き」に

表示が変わります。

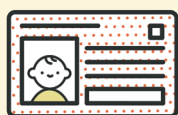
受診時に必要なもの

自治体指定の持ち物に加えて、お子さまのマイナンバーカードと母子健康手帳をご持参ください。



②母子健康手帳

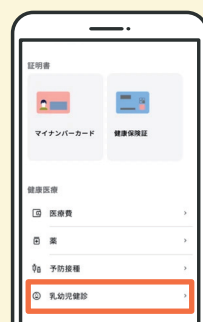
①お子さまのマイナンバーカード



※1歳未満のお子さまは、顔写真がなくてもマイナンバーカードを申請できます。

受診後に確認できるもの

健診を受診後、スマホやPCからマイナポータルで健診結果の確認ができます。



TOPページの健康医療「乳幼児健診」をタップ



「過去」のタブを選択し、確認したい健診をタップすると、健診結果が表示

よくあるご質問

Q. こどものマイナポータルにはどのようにアクセスしますか？

保護者（法定代理人）がお子さまのマイナンバーカードとマイナンバーカードに設定されているパスワードを用いてログインすることが可能です。

Q. 乳幼児のデジタル健診にはマイナ保険証の登録は必要なの？

現時点では、マイナンバーカードの保険証利用登録がなくても受診いただけますが、マイナンバーカードの保険証利用登録までご対応いただくことを推奨しています。尚、デジタル健診には、お子さまのマイナンバーカードと健康保険への加入が必要です。但し、健康保険の加入状況により、デジタル健診を受診できない場合があります。※今後、マイナ保険証は医療DXの基盤となるものであり、過去の薬剤情報の閲覧等、医療の質の向上や市民のみなさまの利便性向上に向け、マイナンバーカードの保険証登録を推奨しています。